

論文審査の結果の要旨

氏名 桑原朝子

本論文「平安朝の漢詩と『法』 文人貴族の貴族制構想の成立と挫折」は、9世紀を中心とする平安前期の漢詩文学と「法」に現われた変化の分析を通して、その両者に深く関わったいわゆる文人貴族の意識構造とそれに支えられた支配体制構想を解明することにより、平安前期から摂関期への国制発展のなかにおける多様な支配体制構想とそれらの意味を明らかにし、とりわけ菅原道真を代表者とする文人貴族の構想の中に、10世紀以降に現実に成立したいわゆる摂関体制とは異質な、しかしむしろ「真の貴族制」ともいべき体制へと発展する可能性が存在したことを論証しようとするものである。全体は序章、本文4章及び終章から構成され、488頁から成る大作である。

平安時代は、日本史上における貴族制の時代として長く位置づけられてきたが、その際の分析概念としての「貴族」が、必ずしも十分な歴史的吟味を経たものではなかったために、有効性を欠いていた。また近年の日唐律令制比較研究も、平安前期に、律令と並んで中国の国制を支えている礼の導入等を含む、広義の律令制の本格的な継受が行なわれたことを明らかにしたが、その際摂関期をも平安前期の律令制継受の延長線上に捉え、「貴族制」的要素をもつとされる隋唐の律令制と摂関期の「貴族制」とを直接的に結びつける傾向があることに問題がある。本論文は、先行研究の抱える問題点をこのように把握した上で、文人貴族における貴族制と、国家におけるその位置・役割とに関する観念を分析することによって、平安期の国制発展の可能性を浮き彫りにしようとするものである。以下内容を要約する

まず序章で、著者の問題意識とその立場からの先行研究に対する簡潔な評価を行なった後、第1章「平安前期の漢詩文学と宮廷社会 道真以前」においては、文人貴族が政治の場において活躍を始める弘仁年間(810-824)から貞観年間(859-877)まで、すなわち道真以前の漢詩文学の分析により、当時の宮廷社会の構造の特質が解明される。漢詩文学を素材とするのは、古代日本の貴族制の形成過程においては、貴族と在地社会の関係ではなく、貴族と君主との関係の構築、すなわち宮廷社会の形成が先にめざされたが、そのためには漢詩が重要な役割を果たしたという認識にもとづく。

弘仁・天長(824-834)期の漢詩は、独創性は必ずしも高くはないものの、君主と貴族との間の関係を構築することによって君主を中心とする求心的な宮廷社会像を裏打ちしている。これに対して承和期(834-848)には、文人貴族の漢詩に変化が現われ、白居易の詩をモデルとして、自己の視点で自己と他者との間の亀裂を詠い上げる真の叙情詩が現われるよ

うになる。また、宮廷と他国や仏教界との関係の構築にあたって重要な役割を果たしたことは、文人貴族をして宮廷社会を相対化して見ることを可能にした。著者は、文人貴族のこのような意識構造の変化の中で、家柄による固定的な秩序を批判し、文と才を備えた人間の登用を促す考え方が現われたことを重視する。

第2章「平安前期の『法』と社会」では、文人貴族の法意識を探るために、9世紀初頭から10世紀前期までの時期について、律令の補完・変改機能を果たした「格」を編年的に分析する。文人貴族の漢詩作風に変化が見られた承和期の後期に、格の発議主体の中心も、君主や上級貴族から、日常的に「法」の運用に携わっていた文人貴族や明法家へと移る。同時に法文の文体も変化を見せる。すなわち、弘仁・天長期の格は華麗な駢儷体を用いるものの、それは必ずしも現実の法生活との対応関係を持たず、むしろ受け手に対して天皇を中心とする中央の権威を見せつける機能を果たしていたと思われるのに対して、承和期後期には、無駄な文飾は減少し、その代わりに既存の関係法令の引用や立法趣旨についての説明が詳細になる。さらに貞観期(859-877)には、立法趣旨を丁寧に説明し、既存の「法」を厳密に解釈してそれとの関係を説明し、あるいは「法」と現実の間に関係に立ち入って、明晰に論理を進めるという点で、法意識の深化が見られる。しかもこのような発展には、中央の文人貴族のみならず、「法」の受け手であり、法制度の運用にあたる中下級官人をも巻き込んでいたと思われる。

これらの法令の中心的論点の一つが中央と在地社会との関係であった。律令制導入以来、天皇が中央官人である国司を通じて全国を一元的に支配する体制の構築がめざされたが、当初から王臣家の在地社会進出によってこの原則の実現が妨げられていることは認識されていたものの、初期の法令は問題把握に具体性を欠いていた。これに対して承和期末には、王臣家が、個別的な利害関係にもとづいて、在地社会に地盤を持つ郡司や富豪層と結びついて行なう山野の占拠などの行動が税収に影響を与え、さらに天皇を頂点とする一元的な国支配という原則を損なうことが認識されるようになる。

この問題に対し、弘仁中期から承和期にかけて、良吏を選出して彼らに「法」の柔軟な運用を認めつつ、いわば儒教的民本主義の立場から国司を統制する構想が提案された。しかしこれによっても問題を根本的に解決することはできないため、血統貴族を中心とする公卿側は、現実と妥協し、国司に対して中央に税収を上げることのみを求めるようになる。

第3章「文人貴族の支配体制構想 菅原道真と三善清行」では、前章で述べられた発展に対して、これら二人の文人貴族が展開した支配構想が比較検討される。

すでに早くから文人貴族が政治に参加すべきことを望んでいた菅原道真(845-903)は、とりわけその讃岐赴任以後、在地社会に対する関心を芽生えさせ、そこからの収奪によって成り立っている都の天皇や上級貴族を批判的に見直すようになる。彼はメリトクラシーの原理に基づき、「真の貴族」である文人貴族層が主体的に政治を主導すべきであるとともに、彼らを地方統治に直接携わる受領層から截然と分離し、支配層を二層に分化する構想を展開する。そして帰京後宇多天皇によって要職に抜擢されると、道真は、権勢に

阿ねることなく詩作によって君主を補佐し、正す役割を演ずる文人貴族の登用を天皇に促すのである。

著者は、道真の構想した二階層制の構想の根拠として、一面では中国と異なり日本では真の詩人が少ないことに鑑み、それを君主の周辺に集中することが必要だったことも挙げるが、とりわけ文人貴族を在地社会から切り離すことによって、個人的利害関係から独立して政治を行なうことを可能にするという面を重視する。これに対して在地支配の統括は、儒教的な徳治思想を内面化し、社会の個別的条件に応じて適切な統治を行なう良吏たる受領が担当すべきものとされた。しかしこの受領層と中央の官人たちとの間を切断すればそれだけ、両者間の関係を再編成することが在地支配の成功のために重要になるはずであるが、道真の構想にはこのためのメカニズムが欠落しており、そこに彼の構想の弱点も存したのである。

これに対して三善清行は、道真が主張したような貴族の二階層制をとらない。そして道真とは逆に、詩のパフォーマンスの場としての宮廷儀礼にはさほど関心を向けず、むしろ受領層を重視し、中下級官人も含めた幅広い階層から人材を集め、受領として在地支配の経験を積ませたうえで、その経験を生かして、中央の政治に広く参画させる体制を構想するのである。また、在地支配の優劣の評価においても、道真とは異なり、財政面への関心が高く、税の完済による中央財政への貢献を第一に置き、そのためには、受領が地方の有力者とある程度妥協し、彼らを懐柔することを辞さない。しかし清行は、それによって生じざるを得ない事態、すなわち受領と在地社会内部の間の利害関係がそのまま中央の政治に持ち込まれることを防ぐ仕組みを用意していなかった。彼は在地社会と中央の間の関係を構造的に把握することができず、その結果王臣家の在地社会への進出という、当時の政治における最大の問題点に対する根本的な対策を提示することがないのである。かくして、受領を血統貴族によるクライアント化から守ることを防ぐことのできない清行の構想は、内側から崩壊せざるを得なかった。

第4章「文学と『法』に見る摂関期の貴族制」では、道真と清行という二人の文人貴族の相異なる構想がともに挫折した後の摂関期における宮廷社会の変容を扱う。宮廷社会内における天皇の求心力が相対的に低下し、代わって摂関家の力が増したこの時代においては、政治的地位は出自によって決定されるようになる。これによって、学問・詩作によって秀でた文人貴族が政治を主導するという道真の構想の実現はおよそ不可能となった。それゆえ摂関期の文人たちの多くは、漢詩を作る場合であっても、もはや現実との緊張関係を失ない、権勢を賛美し風月を詠うにとどまるか、せいぜい体制批判にまで向かうことなく摂関家の専横支配に対する個人的批判を吐露するのみであった。宮廷の貴族たちは、理念的な規準を失って宮廷の儀式や儀礼の作法遵守に意識を集中するようになる。また宮廷の外側、例えば京及びその周辺の民衆や下級官人の間では検非違使庁の実務から発達した「庁例」、諸国では国司が行なってきた処分にもとづく「国例」というような、依然として律令格式と関連は保ちながらも、先例を規範性の根拠とし、合理性や体系性を欠く「法」

が定着する。

これに対して、政治に対して、一定の距離感を持ち続けるという意味で、道真の詩を支えていた意識構造は、仮名文学である『源氏物語』の中に受け継がれることになる。その叙述の中には、権勢にある者の専横に対する批判と、権力者への追従により利益を得ようとする者に対する醒めた見方とが見られ、さらにその背後には、作者紫式部が光源氏をして語らしめている、中国の正史に代表される批判的学問とともに、創作された文学をも政治を支える不可欠な存在と見なす考え方があり、ここには道真の意識構造の中核にあったものとの共通性が生き続けるのである。

最後に終章において著者は、本書のこれまでの分析を総括したうえで、摂関体制の構造を、受領層と貴族層とを分離したという意味で三善清行の構想を否定したものである一方で、菅原道真の二階層の貴族制構想とは異なり、摂関や公卿が自己の利益のために在地豪族層や受領層とも個人的に結びつき、その限りでのみ在地社会と関係を結んだものとして理解する。そして、このような構造は日本の「文化的伝統」といわれるものを支えたものではあったが、同時にその裏面で、第4章で分析された仮名文学、さらには天神信仰や文学的な道真伝承の中に、菅原道真に見られた意識構造が、もう一つの「伝統」として生き続けたという見通しが示される。

次に、本論文の評価を述べる。

本論文の長所としてまず第一に上げられるべき点は、それが漢詩文の歴史史料としての利用と、国制ないし国制構想の理解を目的とする法テキストの文体の分析という両面において、日本の古代法制史学研究の素材及び方法を大きく拡大した点である。文学テキストを法的観点から解釈すること、法的テキストをひとつの「文学」作品とみてその文体を解釈すること、これはいずれも、例えばアメリカの「法と文学」運動(Law and Literature Movement)の中でも実践されているものではあるが、本論文は直接的にはこの運動に安易に依拠することなく、また既成の文学テキスト解釈理論を性急に取り入れることなしに、国文学研究者の解釈をふまえながら、同時に国制史的な発展に関する理論的な見通しと個々のテキストとを結びつけ、さらには「文学」の形式と「政治」、「法」をめぐる特定の思考様式との関連性をも視野に入れつつ、一貫した歴史学的方法にもとづき、独自のテキスト解釈をしている。その解釈態度はきわめて柔軟で、テキストの持つ多様なニュアンスに対して目配りのきいたものであり、著者の自立した強靱な思考力を示す。

第二に、かかる独創的な手法の結果として、古代日本の知識人における法意識についての理解を格段に推し進めた点である。古代日本において、律令は現実と法との関係に拘泥することなく表面的に継受されたものにすぎなかったという伝統的な理解に対し、本論文は、宮廷における貴族の重要な活動であった漢詩文、さらには「法」史料の文体を主たる分析の対象とすることによって、9世紀の文人貴族が、法と現実との間の緊張関係を十分に意識しつつ体制構想を作り上げたことを明らかにした。これにより、古代の文人貴族の精神的成熟が示されたのみならず、古代日本における国制発展の可能性について新し

いパースペクティブが開かれた。道真の構想が一定の脆弱性を伴っていたことは著者も認めるところであるが、それにもかかわらずそれが撰関家に脅威を与え、体制の組み替えを強いたことを明らかにしたことによって、本論文は、律令国家、律令貴族と、それらの歴史的発展とについての理解を格段に深化したというべきである。

第三に、高度なテキスト解釈と複雑な理論的な見通しが、全体に普遍性の高い論理と、達意平明で完成度の高い文体とによって語られていることである。それゆえ、問題設定の大きさと相まって、本論文は、日本法制史学を広く越えて、他の専門諸領域、あるいは外国の学界に属する読者にとっても、知的刺激を与える作品であると思われる。

しかし本論文にも疑問点がないわけではない。

まず第一に、菅原道真による貴族二階層制という構想は、著者の独創的な説であり、道真の文学的営為とその展開とに関する著者の多面的できめ細かい分析は、この構想に収斂するように緻密に構成されているが、この説の独創性と裏腹の関係にある問題として、確かに史料的な制約があるとはいえ、その構想がどの程度道真によって、全体として関連づけられた一つの構造として把握されていたかが必ずしも説得的に論証されていない憾みがある。また、この構想の核となる、メリトクラシーに立脚した「貴族制」の概念は明確ではあるものの、君主を中心として構成された宮廷的な社会における「貴族」の概念としては違和感を与える

第二に、著者の文学作品の扱い方にも、いくつかの問題を指摘することができる。著者は、自ら用いる「法」や「政治」、あるいは「貴族」の概念についてはその意味を慎重に限定し、その異なる意味連関を意識的に区別している。これに対して、文学については、「真の『文学』」という概念を個人の視点の表白された叙情詩という意味で用いているが、そのような理解には、著者の持ち込んだ視点としての性格が強い。そしてもし道真の作品に個人的な感慨が多く表現されているとすれば、それは伝統の立場からは異質なものであったと言わざるを得ない。また、本論文は主として叙情詩という文学類型に着目しているが、本来外国語である「漢文」という形式が用いられたことの意味と効果はもっと正面から論じられてもよいのではないか。そのためにも和歌との比較は有用であったはずであり、和歌の問題が外されたことは疑問が残る。今後の課題とされるべきであろう。

しかしこれらの疑問点は、本論文の価値を貶めるものではない。本論文は、日本古代法制史、国制史研究に新しい方向を拓いたのみならず、文学史や思想史に対しても大きな示唆を与える刺激的な著作であり、博士（法学）の学位を授与するのにふさわしいものと認められる。